

# ホームページサポートサービス利用規約

申込者および契約者は、株式会社ワイズ（以下「弊社」という）が提供する、ホームページサポートサービスを利用するにあたり、以下の規約（以下「本規約」という）に同意し従うものとします。

## 【ホームページサポートサービス基本条項】

### 第1条．ホームページサポートサービス

ホームページサポートサービス（以下「本サービス」という）とは、契約者のホームページに対してアクセスアップの支援およびホームページ操作指導を行い、ホームページの円滑な運用をサポートする為のサービスをいいます。

### 第2条．定義

- 本サービスにおいて提供するサービスの種類を次の通り分類します。  
アクセスアップ支援  
ヘルプデスク
- 本規約において使用する用語の定義を次の通り分類します。  
基本条項：本サービスにおいて提供するサービスに関わらず共通な条項  
個別条項：前項にて定めるサービスの種類ごとに異なる個別条項  
申込者：本規約に同意し本サービスの申込書を締結したものの  
契約者：弊社と本規約に基づいて契約を締結した相手方当事者  
当該ホームページ：本サービスを受けるホームページ  
更新プログラム：当該ホームページ更新を行うために弊社が提供するプログラム群  
検索エンジン：次3号に定める各検索エンジン  
Google：検索エンジンGoogle（日本向け）  
Yahoo：検索エンジンYahoo!JAPAN  
MSN：検索エンジンMSN JAPAN  
GoogleAnalytics：Googleの提供するアクセス解析ツール

### 第3条．本規約の適用および改定

- 本規約は、本サービスの申込および契約者の本サービス全ての利用に関して適用されるものとします。
- 弊社は、契約者の承諾を得ることなく本規約を随時改定することが出来るものとし、この場合の契約者の利用条件等は、改定後の新規約を適用するものとします。
- 前項に定める改定を行う場合、弊社は、1ヶ月以上の予告期間において新規約を申込書記載のメールアドレス宛にて告知するものとします。

### 第4条．申込手続

- 本サービスの利用申込は、弊社所定の申込書の提出をもって申込をしたものとします。
- 申込者は、本サービスを開始するにあたって弊社が必要とするユーザーID、パスワード等の情報があるときは、これを提供するものとします。
- 弊社は、申込内容等の審査を弊社基準にて行い、次の各号の一に該当するときは、申込を承諾しないことが出来るものとします。  
申込者が、申込の際に虚偽の届出をしたことが判明したとき  
申込者が、本サービス業務の内容の調査および弊社営業の妨害を行うことを目的としている、もしくはそのおそれがあると弊社が判断したとき  
当該ホームページで、日本語、英語以外の言語を使用しているとき  
前各号のほか、本サービスの遂行に支障があると弊社が判断したとき
- 弊社は、申込者にサービス開始通知の送付をもって申込を承諾するものとします。

### 第5条．申込の撤回

申込者が本サービスの申込を撤回するときは、事前に文書をもって弊社に通知するものとします。ただし、弊社がすでに申込を承諾している場合は、第8条に定める契約の解除が適用されるものとします。

### 第6条．サービスの開始

- 本サービスの利用開始日は、契約者の実際の本サービス利用有無に関わらず、ホームページサポートサービス申込書に記載されたサービス開始希望日とします。

### 第7条．最低利用期間

- 本サービスの最低利用期間は、サービス開始日より12ヶ月間とします。ただし、サービス開始日が月の途中のときは、サービス開始日の属する月の1日から12ヶ月間とします。
- 前項の定めにかかわらず、契約者が最低利用期間内に解約を行う場合は、最低利用期間の未支払利用料金を一括で支払うことにより、最低利用期間に達する前においても解約をすることができるものとします。

### 第8条．契約者による解約

契約者が本サービスの解約を希望する場合は、弊社が別に定める解約書に必要事項を記入して弊社に提出して頂きます。解約日は解約書に記載された日とします。

### 第9条．弊社による解約

- 弊社は、契約者が次の各号の一に該当するときは、契約者に対し何等の催告なく本サービスの利用を停止し、本契約を解除できるものとします。  
本規約条項の一に違反したと弊社が判断したとき  
当該ホームページで利用しているドメインが無効になったとき  
差押、仮差押、競売、破産、民事再生開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算の申立てがあったとき  
手形交換所の取引停止処分を受けたとき  
公租公課の滞納処分を受けたとき  
本サービス利用料金の支払を遅延したとき  
本サービス申込時に虚偽の記載および深刻をしたとき  
弊社の営業妨害および利益に反する行為をしていると弊社が判断したとき  
弊社から契約者へ連絡のとれないとき  
本サービスの利用方法が、本サービス運営上支障を及ぼすと弊社が判断したとき  
その他弊社が契約者として不適当と判断したとき
- 弊社は、前項に基づいて本サービスを解約したことにより契約者が被った損害に関し、一切の責任を負わないものとします。ただし、弊社の故意重過失による場合は除きます。

### 第10条．本サービスの利用による対価と支払方法

- 契約者は、本サービス利用の対価として、申込書にて定める利用料金を、弊社に対して消費税相当額とあわせて現金にて支払うものとします。
- 契約者の支払い対象月の料金等の支払いは、弊社の指定した料金収納代行会社が指定した期日に、契約者の指定口座から料金収納代行会社に口座振替を行うことでお支払頂きます。また、本サービス開始が月の途中の場合も同様の計算となるものとします。
- 前項によるお支払ができない場合には、当該月の末日までに、当社指定の口座に振り込むものとします。なお、この場合の振り込み手数料等は契約者の負担となります。
- 本サービスの提供に必要な設備投資等の実費は契約者が負担するものとします。

#### **第11条 遅延損害金**

契約者が本サービス利用に基づき、弊社に対し負担する一切の債務の支払を遅延したときは、支払うべき日の翌日から完済の日まで、支払うべき金額に対して年利14.6%の割合の遅延損害金を、弊社は契約者に対して請求できるものとします。

#### **第12条 変更の届出**

1. 契約者は、申込書記載内容、またはその後に弊社に届け出た内容に変更が生じたときは、遅滞なくその変更内容を弊社に届け出るものとし、弊社から請求があった場合は、その変更内容を証明する書類を提出しなければならないものとします。
2. 前項の届け出を怠ったことにより、契約者が不利益を被ったとしても、弊社から請求があった場合は、その変更内容を証明する書類を提出しなければならないものとします。

#### **第13条 秘密情報の取り扱い**

1. 契約者および弊社は、本サービス利用のため相手方より提供を受けた技術上または営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨指定した情報（以下「秘密情報」という）を第三者に漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号の一に該当する情報についてはこの限りではないものとします。

秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報  
秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報  
相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報  
本契約に違反することなく、且つ、受領の前後を問わず公知となった情報  
相手方から次項に従った秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報

2. 契約者および弊社は、秘密情報を相手方に提供する場合、秘密情報の範囲を特定し、書面による場合には、秘密情報である旨の表示を明記して行うものとします。
3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、当該秘密情報を第三者に開示する場合は、事前に相手方からの書面による承諾を受けなければなりません。
4. 契約者および弊社は、第2項に基づき相手方より提供を受けた秘密情報について本契約の目的の範囲内でのみ使用し、複製、改変が必要となる場合には、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとします。

#### **第14条 個人情報の取り扱い**

弊社は、契約者のプライバシーに関する個人情報を本サービス提供以外の目的に利用しないとするとともに、第三者に開示、提供しないものとします。ただし、法令に基づき裁判所、その他の司法機関および行政機関等から契約者に関する情報の開示を要求された場合はこの限りではないものとします。

#### **第15条 再委託**

弊社は、本サービスの一部または全部を第三者に委託することができるものとします。ただし、再委託を行う場合、弊社は本規約において弊社が負うものと同等の義務を当該第三者に対し負わせるものとします。

#### **第16条 権利譲渡の禁止**

契約者は、本契約により生じた一切の権利を、弊社の文書による事前の承諾なくして、第三者に譲渡してはならないものとします。

#### **第17条 禁止事項**

1. 弊社は本サービスの提供にあたり、当該ホームページ上で以下の行為が認められる場合は本サービスを行わないものとします。
  - 第三者の著作権、著作人格権、商標権等の知的財産権を侵害する、またはそれらを侵害するおそれのある行為
  - 第三者のプライバシーもしくは肖像権を侵害する、またはそれらを侵害するおそれのある行為
  - 第三者を誹謗中傷し、その名誉もしくは信用を毀損する行為
  - 公職選挙法に違反する、またはそのおそれのある行為
  - わいせつ・児童ポルノ・児童虐待等にあたる画像、文書等、未成年者や青少年の利用を制限する情報、出会い系サイト・その他風俗に関する情報を発信すること、またはそれらに類するとして弊社が不適当と判断する情報を発信する行為
  - 法令に違反する、またはそのおそれのある行為
  - 本サービスと同種または類似の業務を行う行為
  - ウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信、または書込む行為
  - 迷惑メール等、弊社の電気通信設備に過大な負荷を生じさせ、本サービスおよび他の弊社サービス運営に支障をきたす、またはそのおそれのある行為
  - その他弊社が不適切と判断する行為
2. 弊社は、契約者が前項の一に該当すると判断した場合、何等の催告もすることなく、契約者の本サービスの利用を一時停止もしくは解約できるものとします。

#### **第18条 提供の中断**

1. 弊社は、弊社の設備の保守、工事、または障害等やむを得ないときには、本サービスの提供を一時中断することがあります。本サービスの提供を中断するときは、弊社は契約者に対し、その旨とサービスの中断の期間を事前に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### **第19条 サービスの終了**

1. 弊社は、本サービスの全部又は一部の提供を終了することがあります。ただし終了する場合はその3ヶ月前までに契約者に通知いたします。

#### **第20条 契約者の設備等**

1. 契約者は、本サービスの利用にあたって必要となる機器、ソフトウェア、その他通信設備（以下「契約者設備」という）を自らの費用と責任において設置し、本サービスを利用可能な状態に保持するものとします。
2. 弊社は、本サービスの利用のために必要、または適した契約者設備を指定することがあります。この場合、契約者が指定外の契約者設備を用いたときは、本サービスを受けられないことがあります。
3. 契約者の契約者設備および環境が、本サービスの運用上支障をきたしていると弊社が判断した場合、該当契約者の本サービス利用を一時停止もしくは解約できるものとします。

#### **第21条 契約者の責任**

1. 本サービスの利用に伴い、契約者が第三者に対して損害を与えた場合は、契約者自身の責任と費用において問題解決をはかるものとし、弊社に対して一切の迷惑・損害をかけないものとします。
2. 本サービスの利用に伴い、契約者が第三者から損害を受けた場合においても、前項と同様とします。
3. 契約者が本サービスの利用に伴い、契約者の帰すべき理由により弊社に損害を被らせた場合は、契約者は弊社に対して損害賠償の義務を負うものとします。

#### **第22条 弊社の責任**

弊社は、本サービスの完全な運用に努めますが、契約者が本サービスの利用により被った損害およびサービス停止したことにより発生した損害については、一切責任を負わないものとします。ただし、弊社に故意重過失がある場合は、次条第2項に定める範囲内で損害賠償義務を負うものとします。

#### **第23条 損害賠償の限度**

1. 弊社は、本契約の債務の履行に関して自己に故意重過失がある場合のみ、損害賠償義務を負うものとします。
2. 前項の規定に基づき、弊社が損害賠償責任を負う場合、弊社は契約者に現実に生じた通常の直接損害を、契約者が弊社に本サービスの対価として支払った直近6か月分の利用代金を限度額として賠償するものとし、弊社は、逸失利益及び間接損害等の特別の事情により生じた損害については、賠償責任を負わないものとします。

#### **第24条 協議**

本規約に定めなき事項、または疑義を生じた事項については、双方誠意を持って協議し定めるものとします。

#### **第25条 準拠法・裁判管轄**

本契約は日本法に従って解釈され、本契約に関する紛争については弊社本店所在地を管轄する裁判所をもって専属管轄裁判所とします。

## 【個別条項（アクセスアップ支援）】

### 第1条．本件業務の内容

- 1．アクセスアップ支援とは、当該ホームページに対し、弊社より次の各号に定める内容を報告するサービスをいいます。  
アクセス概要報告：GoogleAnalyticsにより、セッション数、ページビュー数、当該ホームページにアクセスする際に用いられた回数の多いキーワード等の概要を抽出し、契約者指定のメールアドレスに毎日通知  
検索エンジン表示順位お知らせ：契約者指定のキーワードを用いて、弊社にて検索エンジンで検索した検索順位を契約者指定のメールアドレスに通知  
更新お知らせサービス：契約者の指定する3個までのホームページおよびそのコンテンツの更新が行われた際に契約者指定メールアドレスに通知

### 第2条．個別本件業務免責事項

- 1．次の各号に該当する事由により、アクセスアップ支援サービス提供が遅延、停止もしくは正常な提供が行えない場合、弊社はいかなる責任も負わないものとします。  
使用する検索エンジンおよび検索エンジンの提供するサービス提供が遅延、停止もしくは正常な提供が行えない場合、弊社はいかなる責任も負わないものとします。  
更新お知らせサービスにて契約者が指定するホームページの障害およびURL、レイアウト等ホームページの構成の変更

### 第3条．個別本件業務保証外

- 1．アクセスアップ支援サービスは、以下の各号に定める内容を保証するものではありません。  
当該ホームページの検索エンジンへの登録  
検索エンジンにおける当該ホームページの上位表示および表示順位  
当該ホームページへのアクセス数の増加  
契約者の売上の増加

## 【個別条項（ヘルプデスク）】

### 第1条．本件業務の内容

- 1．ヘルプデスクとは、契約者に対し、ホームページ運営に関する相談受付および操作指導を次の各号に定める方法で行うサービスをいいます。  
電話・メール対応：契約者からのホームページ運営に関する相談受付および操作指導を行う  
リモートサポート：弊社サポートスタッフがインターネット経由で契約者と同じ画面を確認しながら、操作指導を行う

### 第2条．個別本件業務対象外

- 1．ヘルプデスクサービスは、以下の各号に定める内容については、これを行わないものとします。  
当該ホームページおよび契約者の所有するパソコンにおける設定および更新作業  
個別ソフトウェアの利用方法および操作指導

付則

制定：2009年6月1日